

## 公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

特別養護老人ホーム真野しょうぶ苑内、企業主導型保育事業運営業務について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

平成 29 年 5 月 15 日

社会福祉法人 志賀福祉会  
理事長 村田 憲治

### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

特別養護老人ホーム真野しょうぶ苑内、企業主導型保育事業運営業務

#### (2) 業務の目的

特別養護老人ホーム真野しょうぶ苑では、勤務する職員が安心して職務に専念できる環境整備の一環と、地域の保育ニーズに対応すること、又地域共生社会を目指すために事業所内保育所を設置予定である。

この運営においては、効率的かつ安全・安心で、多様な保育ニーズに応えるきめ細やかなサービスを、安定的に提供していくことが求められるため、そうしたノウハウ・能力を有する専門事業者運営業務を委託するものである。

#### (3) 業務内容

真野しょうぶ苑内企業主導型保育事業運営業務全般

#### (4) 業務期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

ただし、履行期間の満了する日から起算して 120 日前までに委託者及び受託者のいずれから更新しない旨の申出がないときは、更に 1 年間、更新するものとする。

### 2 参加資格

公募型プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。

(2) 大津市から指名停止を現に受けている者でないこと。

(3) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(6) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定により、保険への加入義務のある者については、これに加入していること。

(7) この公告の日現在において、法人等を設立して5年以上経過しており、認可保育所又は認可外保育施設の良い運営実績を5年以上有していること。

### 3 選考方法

プレゼンテーション審査を実施し、その内容、見積金額等について総合的に評価し、委託先候補者の選定を行う。

プレゼンテーションに参加を希望する法人等は6月5日までに電話等で参加意思を表明しなければならない、表明したところに対し、仕様書や別紙等のその他資料（P5以降）を配布する。

#### (1) 質問期限及び回答

##### ア 質問方法

電子メールによる提出のみとする。（件名に「プロポーザル質問. 送信年月日（西暦8桁）. 会社名」を入力し、添付の1ファイルにまとめて送信すること。）

##### イ 質問期限

平成29年6月5日（月）まで（必着）

#### (2) 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる提出書類を、平成 29 年 6 月 16 日までに提出すること。

- ・企画提案書 5 部
- ・運営費見積書（「【別紙】運営経費見積書・仕様書」参照）5 部
- ・会社概要及びパンフレット等 5 部
- ・保育所運營業務の受託実績書 5 部
- ・登記事項証明書（写しも可） 1 部
- ・暴力団の排除に係る誓約書兼承諾書【様式】 1 部
- ・役員名簿（氏名、ふりがな、性別、生年月日が記載されているもの） 1 部

(3) 企画提案に係るプレゼンテーション

ア 実施日 平成 29 年 6 月 23 日（金） ※時間はおって連絡する。

イ プレゼンテーションは、1 事業者当たり説明 20 分、質疑 10 分程度とし、出席者の人数は、説明者を含めて 1 事業者当たり 3 人までとする。

ウ プレゼンテーション時にパソコンを使用する場合は持参すること。

※プロジェクターとスクリーンは当方が用意する。

(4) プレゼンテーション審査の結果通知

プレゼンテーションを行った全ての者に対し、平成 29 年 6 月 30 日（金） 予定にプレゼンテーション審査の結果を通知する。

(5) その他

ア 失格となる事項

次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

- (ア) 参加資格要件を満たしていない場合
- (イ) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (ウ) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (エ) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

イ その他

- (ア) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (イ) 当法人が必要と認める場合には追加資料の提出を求める。
- (ウ) 企画提案書の提出は 1 者につき 1 案とする。
- (エ) 書類作成及び提出に係る経費など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

#### 4 審査事項

下記の項目を基本に審査を実施する。

- (1) 業務実施体制及びプロポーザル参加要件具備状況について
  - ・業務実施体制、経営状況は問題ないか。
  - ・保育所運営事業について十分な実績があるか。
  - ・保育所運營業務の基本理念、運営方針は明確で共鳴できる内容か。
- (2) 運営内容について
  - ・年間保育計画・保育指導計画は保育指針等に準拠しているとともに、保育内容（教材、行事、年齢ごとの保育プログラム等）に工夫が見られるか。
  - ・遊びや生活を通して、人間関係が育つよう配慮しているか。
  - ・標準的な保育の実施方法を文書化しているか。
  - ・保育内容向上に向けた具体的な取り組みはなされているか。
  - ・安全管理・健康管理・衛生管理に関する体制、マニュアルの整備は万全か。
  - ・食育面等独自の工夫が見られるか。
  - ・保護者との連絡・連携方法及び要望や苦情の処理方法は適切か。
  - ・個人情報保護・情報公開に関する取り組みは適切か。
- (3) 人員計画・雇用管理について
  - ・業務遂行のための人員配置等、実施体制に問題はないか。
  - ・保育の質の向上のため、職員研修が積極的に行われているか。
  - ・職員の健康管理、特に感染症罹患時の対応は万全か。
- (4) 円滑な事業開始について
  - ・事業開始までのスケジュールについて、計画性・実行性に問題はないか。
- (5) 独自性・意欲について
  - ・他提案事業者と比較して、特徴（優位性、独自性、独創性）のある魅力的な提案であるか。
  - ・熱意を持って本業務に取り組もうとする姿勢が感じられたか。
- (6) 経費見積について
  - ・見積額は企画・提案内容に見合っているか。

#### 5 問い合わせ先

〒520-0502 大津市南小松90番地

社会福祉法人志賀福祉会 近江舞子しょうぶ苑（担当：副苑長 村田）

電話 077-596-2233（代表） 電子メールアドレス syoubu@mx.biwa.ne.jp